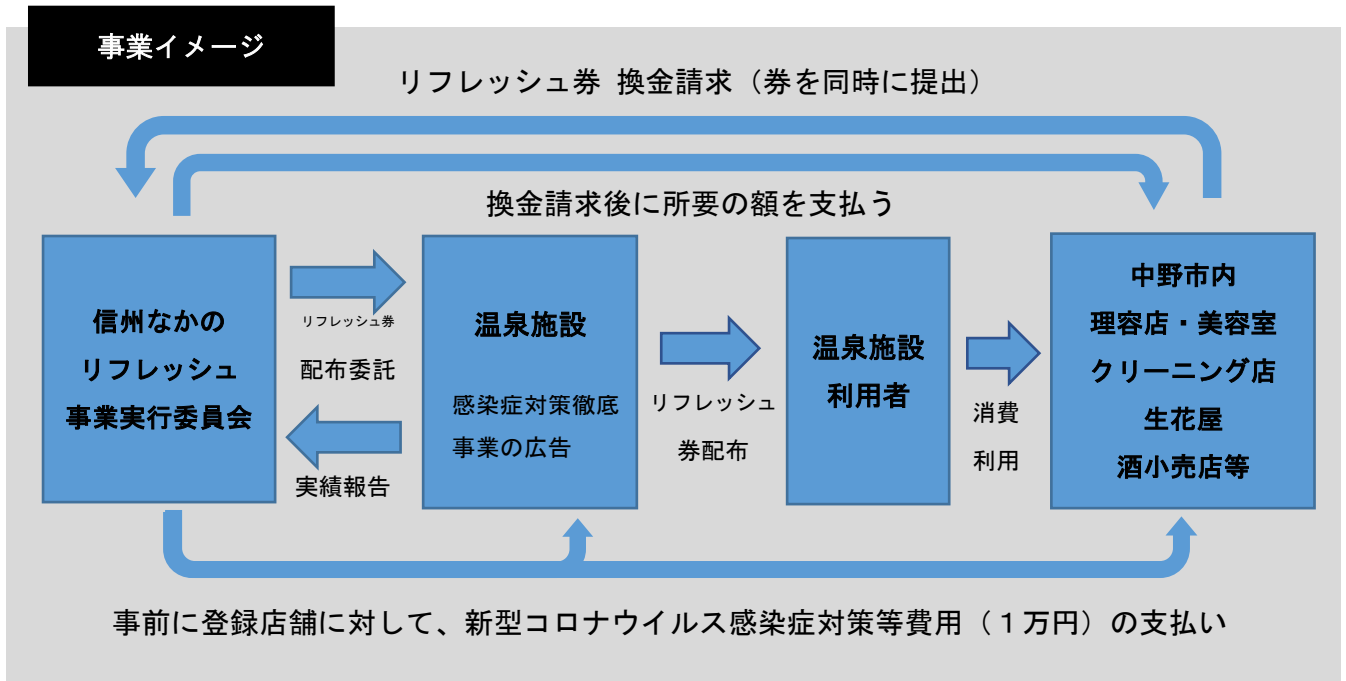


## 信州なかのリフレッシュ事業 実施要領

衛生改善などの心身のリフレッシュ機会の増加や、特に需要が落ち込んでいる市内事業者の支援と新しい生活様式への対応の促進を図るため、国の交付金を活用し、市内の理容店・美容室・クリーニング店・生花店・酒小売店等で利用できる「リフレッシュ券（商品等利用券）」を市内温泉施設利用者に対して交付し、市内事業者の利用を促す信州なかのリフレッシュ事業を実施します。

### ◆事業のイメージ

信州なかのリフレッシュ事業実行委員会（以下、「事務局」という。）が温泉施設及び理容店・美容室・クリーニング店・生花店・酒小売店等と連携し、温泉施設利用者に対してリフレッシュ券（商品利用券）を交付し、理容店・美容室・クリーニング店・生花店・酒小売店等の利用促進に伴う支援を行う。



### ◆リフレッシュ券

1枚につき1,000円分の利用券として使用可能

### ◆リフレッシュ券の交付方法

温泉施設においてスタンプカードを配布。

3回スタンプを押印してもらうことでリフレッシュ券と交換することができる。

※配布枚数：温泉施設1施設当たり1,500枚（上限）×4施設＝合計6,000枚を配布予定

### ◆実施期間

温泉施設における券の交付期間：令和3年12月1日（水）～1月31日（月）

ただし、1施設当たりの上限枚数に達した段階で終了とする。

取扱店舗における券の利用期間：受領日～令和4年2月28日（月）

利用された券の換金請求の期限：令和4年3月15日（火）まで

◆取扱店舗

---

市内に本社又は営業所等を有する理容店・美容室・クリーニング店・生花店・酒小売店等であること。  
公募に対し応募のあった事業所であること。

※取扱店舗に対しては、新型コロナウイルス感染症対策等の費用として、事前に1万円を助成します。

※取扱店舗については、リフレッシュ券交付時にチラシに記載して配布する予定です。

◆その他リフレッシュ券について

---

紛失及び滅失、盗難された場合、リフレッシュ券の再発行はできません。

おつりは出ません。

不動産、金融商品、商品券等換金性の高いものには利用できません。